

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。本方針は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という）第13条の規定に基づき、県いじめ防止基本方針を参酌し、本校におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

いじめの定義

（いじめ防止対策推進法第2条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様

- ✓ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ✓ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ✓ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ✓ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ✓ 金品をたかられる
- ✓ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ✓ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ✓ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
- ✓ 性的いたづらをされる



基本的な考え方

（1）いじめの防止

全ての生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的取組を目指します。

- ① 全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促す
- ② 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度などを養う。
- ③ ストレス等の解消を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む
- ④ 全ての生徒が安心できる学校生徒づくりを目指す
- ⑤ いじめに関する認識を広め、家庭等と一体になって取組の普及啓発を行う

（2）いじめの早期発見

- ① 全ての大人が連携し、生徒の変化に気付く力を高める
- ② いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から関わりを持ち、積極的にいじめを認知する
- ③ 調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等、訴えやすい体制を整える

（3）いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、

- ① いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全確保、詳細確認をする
- ② いじめたとされる生徒に対して事情確認や指導・支援等の組織的な対応を行う
- ③ 家庭や教育委員会へ連絡・相談し、事案に応じて関係機関との連携を行う

（4）家庭との連携

生徒の健やかな成長を促し、多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように家庭との連携を図る。

（5）関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校がいじめる生徒に対して行う支援について、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携を図る。

○相談窓口 沖縄県立浦添高等学校
TEL098 - 877 - 4970
FAX098 - 878 - 4219
いじめ対策委員会：担当教頭